

第 28 項

当委員会は、前回の最終見解(CEDAW/C/JPN/CO/6 第 37 項及び第 38 項)、人種差別撤廃委員会(CERD/C/JPN/CO/7-9)、人権委員会(CCPR/C/JPN/CO/6)、拷問禁止委員会(CAT/C/JPN/CO/2)、経済・社会・文化権利委員会(E/C.12/JPN/CO/3)、人権諮問委及び定期審査委(A/HRC/22/14/Add.1 第 147-145 項等)など、他の国連人権組織によって行われた諸勧告について、注意喚起したい。

日本国が、慰安婦問題の解決に向けて努力したことに留意する（その最近のものは 2015 年 12 月 28 日の日韓二国間合意の声明である）が、当委員会は、前述の勧告を実行に移さず、また、申立てられている人権侵害行為が、1985 年の女子差別撤廃条約の発効以前の出来事であるとして、日本国が慰安婦問題は当委員会の管轄範囲ではないという立場を取っていることを遺憾とする。更に、当委員会は、次の点につき遺憾とする。

- a) 最近、公務員、政治指導者によって、慰安婦に対して犯した人権侵害行為の日本国の責任についての発言が増えていること、また、慰安婦問題は最終的かつ不可逆的に解決されたとする日韓合意声明は、被害者を中心に考えたアプローチを十分に採用しているとはいえないこと。
- b) 何人かの慰安婦が、彼女らの苦しみが日本国による深刻な人権侵害であったとする日本国の明確な認知を受けられないまま死亡したこと。
- c) 他の関係国の被害者に対する国際人権法のもとでの義務について、これまで日本国が何ら対応を取ってきていないこと。
- d) 日本国が教科書から慰安婦に関する記述を削除したこと。

第 29 項

当委員会は、前回の勧告(CEDAW/C/JPN/CO/6 第 37 項及び第 38 項)を繰り返すと共に、これら被害者に対する有効な救済措置が欠如したままであることをもって、第二次大戦中、日本軍によって行われた被害者／元慰安婦らに対する人権侵害は、今なお深刻な状態を継続していると考えます。

従って、当委員会は、当該人権侵害に対する救済措置を講じるにあたって時間的管轄権を排除することはせず、日本国に対し、次のように勧告する。

- a) 公務員及び治指導者が、被害者の心を再び傷つける責任回避の中傷的発言を控えるようにすること。
- b) 被害者に救済措置を受ける権利があることを認め、よって、賠償、満足、公式の謝罪、復帰サービスを含む有効かつ本格的な是正措置を講じること。
- c) 2015 年 12 月の日韓合意声明を実行するにあたっては、被害者／元慰安婦らの考えに配慮し、真実・正義・賠償について彼女らの権利が実現されるようにすること。
- d) 教科書に慰安婦問題を記載し、学生および一般公衆に対し、これに関する歴史的事実に関して客観的情報を提供すること。
- e) 次回の定期報告の中に、真実・正義・賠償に関する被害者／元慰安婦らの権利の確保のため考慮した内容および講じた措置に関する情報を含めること。